特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61,560円 6 カ月32,400円 (税込み・配送料実費) 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和元年 (2019年)

No. **15021** 1部370円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

(R)

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

目 次

☆アセアン諸国の知的財産制度 - 第20回・完 - ミャンマー (下) ······ (1)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版)……(11)

アセアン諸国の知的財産制度

- 第20回・完- ミャンマー (下)

日本大学法学部 (大学院法学研究科) 教授 加藤 浩

1. はじめに

アセアン諸国では、日本からの貿易・投資の拡大 が見込まれ、今後とも高い経済成長が予測されて いる。このような状況に対して、アセアン諸国では、 知的財産制度を整備して先進的な取組みを行ってい る国が存在する一方で、知的財産制度の整備が初期 段階の国も存在している。

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、 複数回に分けて紹介するものである。今回は、ミャ ンマーの知的財産制度のうち、商標制度、著作権制 度を中心に解説する。

2. 総論

最近では、ミャンマーに対して、日本から知的

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携! 「東京都の入札改革の概要」など新たな内容を書き下ろし!

日本大学総合科学研究所教授 有川 博 元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 12,500+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ!



全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 http://www.gov-book.or.jp

財産分野の協力が積極的に行われており、2017年5月には、ミャンマー教育省研究革新局長と日本国特許庁長官の会談が開催され、日ミャンマー知財協力の覚書への署名がなされた。また、2018年1月には、ミャンマー教育省大臣、研究革新局長と日本国特許庁審査第三部長の会談が開催され、ミャンマーにおける知的財産庁の設立に向けた支援について議論がなされた。

現在は、日本国特許庁からJICA専門家として駐在 員1名がミャンマーに派遣され、知的財産庁の設立、 業務体制の確立、人材育成、知的財産の普及啓発な どに向けた支援が行われている。

今後とも、日本からミャンマーへの支援が推進され、ミャンマーの知的財産活動が促進されることに 期待したい。

3. 商標制度(商標法)

ミャンマーの「商標法」は、2019年1月30日に策定され、同年5月24日に成立した。ここでは、この法律に基づいて、ミャンマーの商標制度について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない場合、ミャンマーの「商標法」の条文を示す。)

(1)目的

商標法の目的として、以下の規定が置かれている(3条)。

- (a) 標章を保護することにより、投資、貿易及び 商取引を促進すること
- (b) 標章及び権利の権利者の利益を保護すること
- (c) 偽造標章又は偽造商品の市場への流入を防止 することにより、公正な競争市場システムを構 築し、かつ、公衆にとって安全な環境を構築す ること
- (d) 地理的表示を保護することにより国内商品の 品質を強化し、かつ、国際市場に参入すること により地域社会の社会経済生活の更なる発展を 振興すること

<解説>

ミャンマーでは、商標法の目的が明示的に規定 されており、ミャンマーの商標法の特徴の一つで ある。

(2) 保護対象

「標章」とは、「個人名、文字、数字、図形要素、色の組み合わせ、又はそれらを組み合わせたものを含む、事業における商品及び役務を他者のものとの区別を可能にする視覚的標識」として定義され、「商標、サービスマーク、団体標章、及び認証標章」が含まれることが規定されている(2条(j))。

「商標」とは、「ある者が商取引に際して取引する商品について、他者が同様に取引する商品との区別を可能にする標章」(2条(k))として定義されている。

「サービスマーク」とは、「サービスの提供に際してある者が提供するサービスにつき、他者が同様に提供するサービスとの区別を可能にする標章」(2条(l))として定義されている。

「団体標章」とは、「産業の企業家、製造者又は 業者から成る機構又は組織のような組織、社会経 済組織、又は協同組合により保有される標章」と して定義され、「当該組織の構成員の商品又はサー ビスと、他の商品又はサービスとの区別を可能に する標章」が含まれることが規定されている(2 条 (m))。

「認証標章」とは、「標章の権利者により、商品及びサービスの出所、品質、種類又はその他性質に関連し、標章の権利者の管理下において使用されることが保証される標章」(2条(n))として定義されている。

<解説>

ミャンマーでは、商標法の保護対象は、「視覚的標識」に限定されているが、日本では、視認できない商標として、「音」についても商標法の保護対象とされている。

また、ミャンマーでは、商標法の保護対象として認証標章が規定されているが、日本の商標法には、保護対象として認証標章は規定されていない。

(3)登録要件(絶対的拒絶理由)

以下の標章は、商標登録を受けることができない(13条)。

- (a) 標章が識別性を有さない場合
- (b) 取引上、商品の生産又はサービスの提供の